

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会 会長
(公印省略)

道路運送車両法施行規則等の一部改正に伴う
整備管理規程の改訂について (周知)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記内容につきまして整備管理規程の改訂必要箇所が下記のとおりとなりますのでご案内いたします。各事業者様におかれましては自社の制定している整備管理規程の改訂を行うようお願い申し上げます。また、当協会HPから様式の印刷・ダウンロード、当協会・支部窓口にて配布も可能ですのでご活用ください。

敬具

整備管理規程 (令和3年4月1日改訂)

整備管理規程 (平成19年10月1日改訂)

新	旧
(定期点検整備) 第14条・・・ <u>自動車特定整備事業者</u> に依頼する等して・・・	(定期点検整備) 第14条・・・自動車分解整備事業者に依頼する等して・・・
(特定整備) 第17条・・・ <u>道路運送車両法施行規則第3条(特定整備の定義)</u> でいう特定整備に該当する場合には、必ず <u>自動車特定整備事業者</u> に作業を依頼するものとする。	(分解整備) 第17条・・・道路運送車両法第77条でいう分解整備に該当する場合には、必ず自動車分解整備事業者に作業を依頼するものとする。

※改訂した整備管理規程 (令和3年4月1日) は (公社) 沖縄県トラック協会HP <http://okitora.or.jp/> より印刷できます

※印刷した冊子をご希望の事業者は協会窓口または下記へお問い合わせください

《お問い合わせ》

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL 098-863-0280